平成２２年（フ）第１３３号
香川県丸亀市新浜町２丁目３番34号
債務者　小阪　理絵
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４３３号
愛媛県松山市祓川１丁目２番52号　祓川中央マンション502号、住民票上の住所愛媛県松山市三杉町４番１号
債務者　武士末宮子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４４７号
愛媛県松山市別府町440番地１　フォブールＨＲＴ301号
債務者　山中　生気
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４６８号
愛媛県松山市朝生田町３丁目９番18号　サツキ荘４号
債務者　種田　惠子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
北海道苫小牧市末広町１丁目５番７号
債務者　藤本　初子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３４０号
千葉県野田市木野崎1758番地の13
債務者　利根川清江
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６１３号
千葉県野田市谷津255番地
債務者　横川　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６４５号
千葉県松戸市新松戸１丁目253番地　ニュー松戸コーポＥ棟505号
債務者　須田　弘美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６５８号
千葉県我孫子市南新木１丁目37番地の８
債務者　三村　明子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１４６号
山口県宇部市大字東岐波4291番地５
債務者　遠藤　雅宏
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７１３号
仙台市青葉区国見１丁目13番55号　アメニティ国見104
債務者　佐藤　好紀
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
仙台市太白区緑ケ丘２丁目17番16号、申立時の住所仙台市太白区佐保山16番31号
債務者　柴田　　薫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３６号
仙台市青葉区上愛子字北内３番地の70　ルヴェニール壱番館105
債務者　遠藤　寛幸
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９８５号
仙台市宮城野区福住町７番地の６　アーバンハイツ福住２―110
債務者　古川みどり
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７０号
仙台市太白区太白２丁目20番11―203号
債務者　太田　　恕
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４３号
宮城県岩沼市字荒井13番地の17
債務者　佐藤　庫市
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９８号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目14番15号
債務者　畠山　良夫
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係